

夜間金庫規定

1. (利用目的)

この夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座預金、普通預金、その他預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます。）を当金庫所定の入金伝票および通帳等とともに当金庫所定の夜間金庫預金袋（以下「預金袋」といいます。）に入れ、その預金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。

なお、入金伝票には、氏名、口座番号、入金額その他事項を記入してください。

(2) 預金袋の中には、預金として入金できる現金、小切手、配当金領収書のほか、所定の通帳、証書、伝票および金種類別表以外のものは入れないでください。

(3) 預金袋投入した際は、夜間金庫の中に預金袋が落下したこと、投入口扉を閉じ完全に施錠したことを確認してレシートを受け取ってください。

3. (預金の受け入れ処理)

(1) この夜間金庫に投入された預金袋の預金・証券類は投入後に到来する窓口営業開始時刻以降、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定口座に受け入れますので、遅滞なく受け入れ金額を確認してください。

(2) 前項の取り扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、お客様へその旨確認のうえ、当金庫で確認した金額を入金させていただきます。

4. (預金袋の返却)

預金袋ならびに通帳等は当金庫の受け入れ手続き終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

5. (鍵の保管)

(1) 投入鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫投入口の扉の開閉を行ってください。

(2) 預金袋の鍵正副2個のうち正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、その預金袋の開閉に使用します。

6. (鍵、預金袋の紛失・毀損・盗難)

投入口鍵、預金袋および預金袋正鍵を紛失、毀損したときもしくは盗まれたときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、紛失等に伴う鍵等の製造費・修理費等につきましては、ご負担いただくことがあります。

7. (届出事項の変更等)

(1) 氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によっ

て当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(2) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、預金袋の不完全な施錠その他、当金庫の責めによらない事由により生じた損害については当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について1.(利用目的)に定める目的によらない利用が行われ、損害が生じても当金庫は責任を負いません。

9. (解約等)

(1) この契約は本人または当金庫の都合によりいつでも解約することができます。この場合には投入鍵、預金袋および預金袋鍵を直ちに返却してください。

(2) 次の各号に該当する場合には当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしてください。

- ① 本人が使用料を支払わないとき
- ② 本人について相続の開始があったとき
- ③ 預金袋に使用目的以外の物品を入れて、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改装、閉鎖その他の事由があるとき
- ⑤ 本人がこの規定に違反したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫取引を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

- ① 本人が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前AからEに準ずる者
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前 A から D に準ずる行為
10. (使用料)
- (1) この夜間金庫を利用するときは、当金庫所定の使用料を毎月お支払いください。お支払いは、本人が指定した預金口座より自動振替特約により引き落としのうえ、使用料に充当させていただきます。
 - (2) 使用料は金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更することがあります。その場合には、店頭表示その他の方法で公表することにより変更するものとします。
 - (3) 夜間金庫の使用を解約される場合、解約日の属する月の月額使用料をお支払いいただきます。なお、すでに使用料をお支払いいただいている場合はお返しできません。
11. (譲渡、転貸等の禁止)
- この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入鍵、預金袋および預金袋鍵についても同様とします。
12. (規定の準用)
- この規定の定めのない事項については、当金庫当座預金規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取り扱います。
13. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日現在)